

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月25日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（農地集積加速化基盤整備事業五城目杉沢地区）換地計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成30年12月25日から平成31年1月30日まで（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- 3 縦覧場所  
南秋田郡五城目町西磯ノ目一丁目1番地1 南秋田郡五城目町役場農林振興課